

平成十八年内閣府・総務省・国土交通省令第一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び障害者の人数の算定に関する命令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第一条第二号の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び障害者の人数の算定に関する命令を次のように定める。

（旅客施設を利用する高齢者の人数の算定）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第二号イに規定する国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した旅客施設を利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「法」という。）第一条第二号の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定により二以上の市町村が共同して基本構想を作成する場合には、当該基本構想を作成するすべての市町村の区域をい。以下同じ。）における高齢者の割合を乗じて得た人数とし、同号イに規定する国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した令第一条第一号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数は、五百に全国の区域における高齢者の割合を乗じて得た人数とする。

第二条 前項の旅客施設が所在する市町村の区域における高齢者の割合は、当該市町村の区域における人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果又はこれに準ずる最近の全国的な人口調査の結果による人口によるものとし、当該公示の人口の調査期日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該市町村の区域における高齢者の割合を乗じて得た人口によるものとする。以下同じ。）のうちに当該市町村の区域における高齢者の割合（当該市町村の区域における人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果又はこれに準ずる最近の全国的な人口調査の結果による人口によるものとする。以下同じ。）のうちに全国の区域における高齢者の割合を乗じて得た人口をい。以下同じ。）における高齢者の割合を乗じて得た人口とする。

第三条 前項の旅客施設が所在する市町村の区域における障害者の割合は、当該市町村の区域における人口のうち当該市町村の区域における障害者の割合を乗じて得た人口とする。

第四条 前項の旅客施設が所在する市町村の区域における障害者の割合は、当該市町村の区域における人口のうち当該市町村の区域における障害者の割合を乗じて得た人口とする。
当該旅客施設が所在する市町村の区域における障害者の割合とし、同号イに規定する国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した同条第一号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数は、五千に全国の区域における障害者の割合を乗じて得た人口とする。

（施行期日）
附 則

- 1 この命令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び身体障害者の人数の算定に関する命令の廃止)
 - 2 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び身体障害者の人数の算定に関する命令（平成十二年総理府・運輸省・建設省・自治省令第一号）は、廃止する。
- 附 則**（平成三一年四月一日内閣府・総務省・国土交通省令第一号）
- この命令は、公布の日から施行する。